

奈良県告示第三百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成三十一年二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変 更 事 項	変更年月日	名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	旧	新	平成三十年 十二月一日
	よろずや 有限会社				北葛城郡広 陵町大字古 寺三七五	よろずや	北葛城郡広 陵町大字古 寺三七五	（所在地 ） 宇陀市榛 原萩原二 四二九一 一三小 西ビル四 階	（所在地 ） 北葛城郡 広陵町大 字古寺三 七五		